補装具交付等品目一覧（原則、費用の１割が利用者負担になります。）

※申請には下記必要書類に加えて、業者の見積書が必要です。

		交付等対象障害名	交付等対象等級	必　要　書　類	備　　考
装　　具		肢体不自由全般	制限なし	処方箋 ・ 意見書	
視覚障害者安全つえ		視　覚	制限なし		
眼　　鏡		視　覚	制限なし		
義　　眼		視　覚	制限なし		
歩　行　器		下肢全般又は体幹	制限なし		
歩行補助つえ		下肢全般又は体幹	制限なし		一本杖は除く
補聴器	ポケット型	聴　覚	重度２～３級		
	耳かけ型				
	耳あな型		高度４～６級	意見書	
	骨導式				
人工内耳		聴　覚	重度２～３級 高度４～６級	意見書 ・確認票	人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る
姿勢保持装置		四肢又は体幹	制限なし	処方箋 ・ 意見書	
車載用姿勢保持装置		四肢又は体幹	制限なし	処方箋 ・ 意見書	
車椅子	オーダーメイド	下肢又は体幹等	おおむね １～３級	処方箋 ・ 意見書	心臓・呼吸器機能障害・難病等により、日常的に車椅子が必要な者も対象
	レディメイド			（意見書）	
	リクライニング式 リフト付き車椅子			医学的にみて必要という意見書 ・　処方箋	
	電　　動	重度の下肢機能障害者・児であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者。 呼吸器・心臓機能障害・難病等によって歩行に著しい制限を受ける者であって、医学的所見から適応が可能な者		処方箋 ・ 意見書 調査票 住居付近の地図 参考書類	更生相談所に来所し、医学的判定と試乗が必要 原則として学齢児以上（小学校高学年以上）
義　　足		下　肢	制限なし	処方箋 ・ 意見書	
義　　手		上　肢	制限なし	処方箋 ・ 意見書	
重度障害者用意思伝達装置		重度の両上下肢機能障害及び音声・言語機能障害者（児）		意見書 ・ 調査書（当該装置が必要と認める障害の状況、および入力方法、入力装置の種類などを具体的に明記したもの）	重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者 原則として学齢児以上

※次の６品目については、平成１８年１０月から日常生活用具へ移行されました。
「点字器」「頭部保護帽」「人工喉頭」「歩行補助つえ（一本杖のみ）」「収尿器」「ストマ用装具」

※「色めがね」は、平成１８年１０月から廃止されました。